

■ 4条1項11号

不服 2020-8995

<本願商標>

「つくし会」(標準文字)

第41類「幼児を対象に知育を行う学習塾における知的認識能力・思考能力又は知能等の向上を目的とした知識の教授, 知育を通じて知的認識能力・思考能力又は知能等の向上を目的とした幼児教育に関する情報の提供, 知育を通じて知的認識能力・思考能力又は知能等の向上を目的とした幼児教育, セミナーの企画・運営又は開催, 電子出版物の提供, 書籍の制作, 映画・演芸・演劇又は音楽の演奏の興行の企画又は運営, 映画の上映・制作又は配給, 放送番組の制作, 教育・文化・娯楽・スポーツ用ビデオの制作(映画・放送番組・広告用のものを除く。), 放送番組の制作における演出, スポーツの興行の企画・運営又は開催, 興行の企画・運営又は開催(映画・演芸・演劇・音楽の演奏の興行及びスポーツ・競馬・競輪・競艇・小型自動車競走の興行に関するものを除く。), 音響用又は映像用のスタジオの提供, 運動施設の提供, 娯楽施設の提供, 映画・演芸・演劇・音楽又は教育研修のための施設の提供, レコード又は録音済み磁気テープの貸与, 録画済み磁気テープの貸与, おもちゃの貸与, 遊園地用機械器具の貸与, 遊戯用器具の貸与, 書画の貸与, 通訳, 翻訳」

※補正後の指定役務

<結論>

原査定を取り消す。本願商標は、登録すべきものとする。

<原査定理由>

引用商標:「筑紫会」(標準文字)

第41類「琴の教授, 三弦の教授, 琴の演奏, 三弦の演奏」

<理由>

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

1 本願商標について

本願商標は、・・・、「つくし会」の文字を標準文字で表してなるところ、その構成中、「つくし」の文字は、「スギナの地下茎から早春に生じる胞子茎。」である「土筆」(広辞苑第七

版（株式会社岩波書店発行）の平仮名表記として一般的に親しまれている語といえるものであるが、構成文字全体として辞書に載録がなく、特定の観念を生じないものである。

そうすると、本願商標は、その構成文字に相応して、「ツクシカイ」の称呼を生じ、特定の観念を生じないものである。

2 引用商標について

引用商標は、・・・、「筑紫会」の漢字を標準文字で表してなるところ、その構成中「筑紫」の文字部分は、「九州の古称。また、筑前・筑後を指す。」（前掲書）の意味合いを有し、「九州の古称、筑前・筑後」といった意味合いを想起させ得るものであり、「ツクシ」又は「チクシ」と読まれる語であるが、構成文字全体として辞書に載録がなく、特定の観念を生じないものである。

そうすると、引用商標は、その構成文字に相応して、「ツクシカイ」又は「チクシカイ」の称呼が生じ、特定の観念を生じないものである。

3 本願商標と引用商標の類否について

（1）外観

本願商標と引用商標とは、それぞれ上記第1及び第2のと通りの構成からなるものであり、語尾の「会」の漢字が一致するとしても、それ以外の構成文字が全て相違するものであるから、外観上、判然と区別できる。

（2）称呼

本願商標は「ツクシカイ」の称呼を生じるのに対し、引用商標は「ツクシカイ」又は「チクシカイ」の称呼を生じるのところ、両商標は「ツクシカイ」の称呼を同じくし、本願商標の称呼と引用商標の称呼の一つである「チクシカイ」の称呼は、最も聴別しやすい語頭音における「ツ」と「チ」の音の差異を有するものであり、5音という比較的短い音構成において、この差異音が両称呼に与える影響は大きく、称呼上、容易に聴別できる。

（3）観念

本願商標と引用商標は、いずれも特定の観念を生じないものの、本願商標の構成中の「つくし」の文字部分からは、「スギナの地下茎から早春に生じる孢子茎。」である「土筆」を認識させ、引用商標の構成中の「筑紫」の文字部分からは、「九州の古称、筑前・筑後」といった意味合いを想起させることから、異なる印象を与えるものであり、両商標は、観念上、相紛れるおそれはない。

(4) 小括

上記(1)ないし(3)によれば、本願商標と引用商標とは、称呼において引用商標から生じる複数の称呼のうちの一つである「ツクシカイ」の称呼を共通にする場合があるとしても、外観においては判然と区別できるものであり、また、観念においても相紛れるおそれはないものであるから、その外観、称呼及び観念によって取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すれば、両商標をそれぞれ同一又は類似の役務に使用しても、その出所について混同を生ずるおそれはないと判断するのが相当であり、両商標は、非類似の商標というべきである。

4 まとめ

以上のとおり、本願商標は、引用商標とは、非類似の商標であるから、その指定役務を比較するまでもなく、商標法第4条第1項第11号に該当しない。

したがって、本願商標が同号に該当するとして、本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

弁理士コメント

本願商標「つくし会」と、引用商標「筑紫会」は、称呼において引用商標から生じる複数の称呼のうちの一つである「ツクシカイ」の称呼を共通にする場合があるとしても、外観においては判然と区別できるものであり、また、観念においても相紛れるおそれはないものであるから、その外観、称呼及び観念によって取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すれば、両商標をそれぞれ同一又は類似の役務に使用しても、その出所について混同を生ずるおそれはないと判断するのが相当であり、両商標は、非類似の商標というべきである、と判断されました。

平仮名で表記された「つくし」の文字と見ると、やはり一般的には春に見られる「土筆」を想起する印象が強いことを踏まえれば、非類似とした本審決の結論は妥当かと思えます。

この点、本審決では、本願商標と引用商標は、いずれも特定の観念を生じないものの、「つくし」からは「土筆」を認識させ、「筑紫」からは「九州の古称、筑前・筑後」といった意味合いを想起させることから異なる印象を与えるものであり、両商標は、観念上、相紛れるおそれはないという、あまり見かけないタイプの判断がされています。両商標からは「特定の観念を生じない」としながらも、「観念上、相紛れるおそれはない」とされている点で、ある意味、斬新な審決と言えそうです。

ただ、引用商標「筑紫会」の「筑紫」は、商標権者の名字に由来しているようにも思われますので、これが実際には「ツクシカイ」と読まれている可能性もあるでしょう。もしそうであれば、引用商標権者としては、本願商標の登録審決には納得できないかもしれません。

とはいえ、本願商標の指定役務が主に「幼児教育」に関するものであり、引用商標の指定役務が「琴の教授や演奏」であることを考慮しますと、まったく業種は異なるとも考えられますので、両商標が併存して登録されていても、実質的には問題がないような気もします。

前回取り上げた「鳥正」と同様に、本審決のような判断があり得ることを踏まえますと、複数の称呼を生じ得る漢字から構成される商標については、その正規の読み方も併記して商標登録するか、その正規の読み方についても別に商標登録をするということも、出願時には検討の余地があるでしょう。

(弁理士 永露 祥生)

< 2021年4月16日 >